

第3次富士見市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編) (案)

～ストップ温暖化・富士見市エコプラン～



平成28年度環境問題啓発ポスター入選作品

平成29年4月

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が会う、豊かな自然のなかで、幾世代も人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成 12 年 4 月 10 日
(平成 12 年度市制記念日式典にて宣言)

目次

第1章 基本事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 基準年度と計画期間	2
4 計画の対象範囲	2
5 対象となる温室効果ガス	2
6 計画の位置付け	3
7 各計画の期間	3
第2章 第2次計画の達成状況	4
1 温室効果ガス排出状況	4
2 各燃料等の詳細	5
3 第2次計画の評価と課題	10
第3章 第3次計画の目標	11
1 温室効果ガス排出削減目標	11
2 個別削減目標	12
3 温室効果ガス削減量の換算	13
第4章 温室効果ガスの排出抑制への取組	14
1 取組内容	14
(1) 省エネルギーの推進	14
(2) 省資源の推進	16
(3) 環境に配慮した物品等の購入	16
(4) 廃棄物の減量とリサイクルの促進	17
(5) 環境に配慮した建設工事の推進	17
第5章 計画の推進体制及び管理体制	18
1 体系	18
2 計画の推進体制	18
3 推進組織の役割	19
4 職員研修	21
5 計画の推進管理のための点検・調査	21
6 公表	21
資料編	22

第1章 基本事項

1 計画策定の背景

地球温暖化の問題が深刻化し、異常気象の頻発や生態系の変化など、私たちの生活に様々な影響を与えていることが国内外で報告されています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書では、人間の活動が地球温暖化の原因となっている可能性が非常に高いものと示され、また、2015年12月に採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として産業革命からの地球平均気温の上昇を2℃未満に抑え、更に1.5℃未満に抑える努力が必要であることが指摘されました。日本においては、国内における温室効果ガス排出削減と温室効果ガスの吸収量の確保により、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で26%減の水準にすることを目標に、再生可能エネルギーや省エネルギーの推進を図ることとしています。

本市では、平成24年3月に策定した「第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、平成28年度の温室効果ガスの排出量を平成22年度（基準年度）と比べて5.85%（484 t-CO₂）削減を目標に、省エネルギーの推進、省資源の推進、環境に配慮した物品等の購入、廃棄物の減量とリサイクルの促進及び環境に配慮した建築工事の推進に取り組ましました。

また、平成25年3月には、「第2次富士見市環境基本計画」、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～みんなで取り組むストップ温暖化～」を策定し、市内全域での温室効果ガスの削減目標や温室効果ガス削減に向けた取組方針を定め、市民、事業者、行政が一体となり温暖化対策を推進しています。

上記の背景を踏まえて、「第3次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、「第2次富士見市環境基本計画」、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～みんなで取り組むストップ温暖化～」との整合を図りつつ、平成33年度までの計画期間における富士見市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組を定めます。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地方公共団体に策定が義務づけられた「地方公共団体実行計画」であり、富士見市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制への取組を定め、環境負荷の軽減と温室効果ガスの排出削減へと導くことを目的とします。

3 基準年度と計画期間

本計画は、平成27年度を基準年度とし、計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、環境の変化や社会情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを実施するものとします。

4 計画の対象範囲

富士見市が行う事務及び事業全般を対象とし、本庁舎、教育委員会事務局、公民館、交流センター、コミュニティセンター、市立学校、水道事業、他公共施設等を範囲とします。

また、指定管理者制度により管理する施設についても含めるものとします。

5 対象となる温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定された7種類の温室効果ガスのうち、「二酸化炭素 (CO₂)」、「メタン (CH₄)」、「一酸化二窒素 (N₂O)」及び「ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)」の4種類を対象とします。

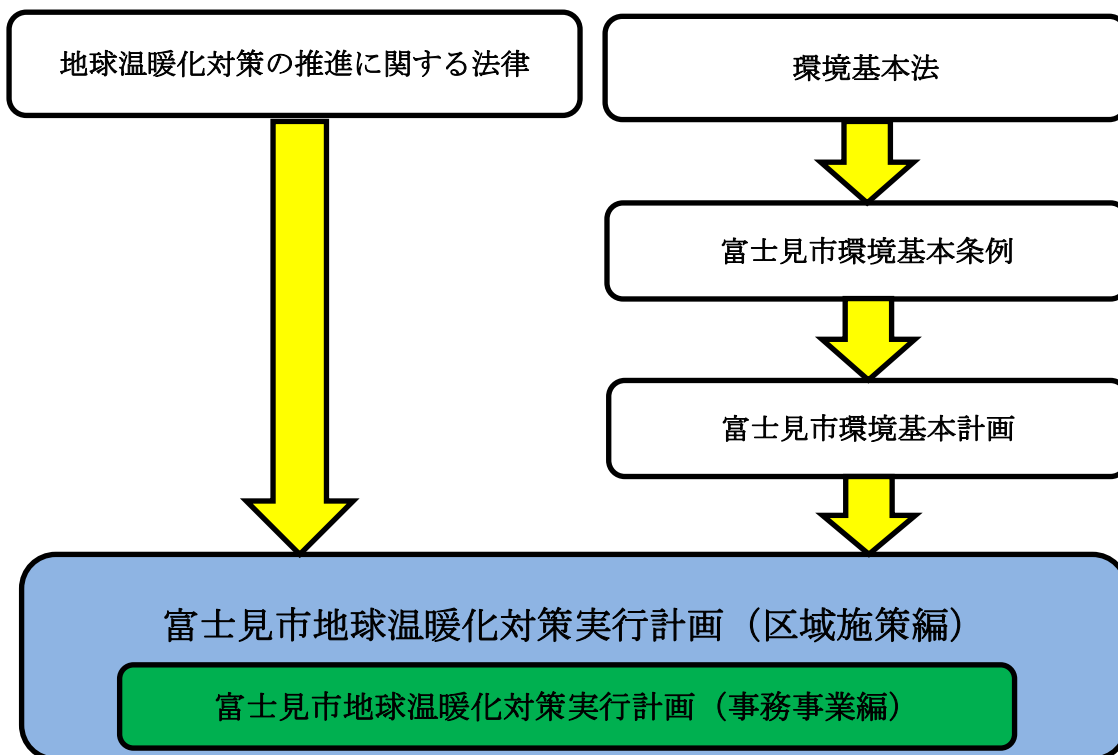
なお、「パーフルオロカーボン (PFC)」、「六ふつ化硫黄 (SF₆)」及び「三ふつ化窒素 (NF₃)」は、本市の事務及び事業に伴う排出量の把握が困難なため対象外とします。

温室効果ガスの種類	排出される活動
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、都市ガス等の使用
メタン (CH ₄)	公用車の走行等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	カーエアコンの使用等

6 計画の位置付け

「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地方公共団体に策定が義務づけられた「地方公共団体実行計画」です。

また、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、市民、事業者、行政とともに市内全域での温室効果ガスの削減目標と方針を定めた計画です。なお、「富士見市環境基本計画」は、両計画の上位計画となります。



7 各計画の期間

各計画の期間は、以下のとおりです。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	

第2章 第2次計画の達成状況

1 温室効果ガス排出状況

第2次計画では、平成22年度を基準年度とし、前年度比1%の削減に努め、平成28年度における温室効果ガスの排出量を基準年度と比べ5.85% (484 t-CO₂) の削減を目標に取組を推進しました。

基準年度	目標	削減目標 (平成28年度)
平成22年度	基準年度と比べ5.85%削減	7,780 t-CO ₂

(現況 平成27年度 基準年度と比べ1.45%削減 8,145 t-CO₂)

排出状況

(単位：t-CO₂)

		H22 (基準年度)	H24	H25	H26	H27	目標年度 と基準年度 との比較
燃 料 使 用 に 伴 う も の	ガソリン	89	87	92	90	85	▲4.29%
	灯油	69	77	27	27	24	▲65.17%
	軽油	41	14	33	39	30	▲27.04%
	A重油	476	537	554	564	564	18.38%
	LPG	78	75	402	248	262	234.83%
	都市ガス	558	486	517	548	524	▲6.05%
電気の使用に伴うもの		6947	6149	6428	6524	6648	▲4.29%
自動車の走行に伴うもの		5	5	5	5	5	▲2.27%
一般廃棄物の燃焼に伴うもの		2	2	3	3	3	55.05%
温室効果ガス総排出量		8264	7432	8061	8048	8145	
基準年と比較した 各年度の削減率			▲10.08%	▲2.46%	▲2.62%	▲1.45%	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※基準年度の比較については、四捨五入する前の数値により算定しています。

※燃料使用量や電気使用量については、気象状況による影響があります。

2 各燃料等の詳細

(1) 燃料の使用に伴うもの

①ガソリンの使用に伴うもの

公用車や作業機械（草刈機等）の燃料として使用していますが、公用車の台数管理や低燃費車への入れ替え等により、ガソリンの使用量の削減に努めました。

年度	使用量 (ℓ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
H22 (基準年度)	38,156.1	88.59	—
H24	37,295.3	86.59	▲2.26
H25	39,799.9	92.40	4.31
H26	38,824.4	90.14	1.75
H27	36,519.6	84.79	▲4.29

②灯油の使用に伴うもの

小中学校や一部の施設の暖房器具の燃料として使用しておりましたが、学校施設の空調設備の改修に伴い、使用量の削減が図られました。

年度	使用量 (ℓ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
H22 (基準年度)	27,704.0	68.97	—
H24	30,968.0	77.09	11.78
H25	11,001.0	27.39	▲60.29
H26	10,650.0	26.51	▲61.56
H27	9,650.0	24.02	▲65.17

③軽油の使用に伴うもの

公用車の燃料や施設によっては非常用の自家発電機の燃料として使用しています。また、自家発電機の燃料は、補充する年と補充しない年による増減が考えられます。

年度	使用量 (ℓ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
H22 (基準年度)	15,562.7	40.76	—
H24	5,384.6	14.10	▲65.40
H25	12,426.7	32.55	▲20.15
H26	14,952.6	39.16	▲3.92
H27	11,355.0	29.74	▲27.04

④A重油の使用に伴うもの

学校給食施設、老人福祉センター及び非常用の自家発電機の燃料として使用しています。ボイラー設備等の経年劣化の課題に対し、更新時期に合わせて温室効果ガス排出量を低減させる省エネルギー設備への改修を実施する必要があります。

年度	使用量 (ℓ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
H22 (基準年度)	175,705.0	476.10	—
H24	198,000.0	536.51	12.69
H25	204,500.0	554.12	16.39
H26	208,000.0	563.60	18.38
H27	208,000.0	563.60	18.38

⑤ L P ガスの使用に伴うもの

給湯器や空調設備等のガス機器の燃料として使用しました。基準年度と比較すると平成25年度以降、大幅なLPガス使用量の増加が認められました。小中学校普通教室へのLPガスを使用した空調設備の新設に加え、気象状況による空調機器の稼働日数の変化による負荷が要因と考えられます。

年度	使用量 (m ³)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
H22 (基準年度)	13,016.3	78.11	—
H24	12,490.3	74.95	▲4.04
H25	66,998.7	402.03	414.73
H26	41,316.4	247.92	217.42
H27	43,582.3	261.52	234.83

⑥ 都市ガスの使用に伴うもの

都市ガス使用地域の公共施設で給湯器などのガス機器やガス空調機、天然ガスの燃料として使用しており、各施設においてガス機器の使用や空調機の温度設定の管理などにより使用量の削減を行いましたが、各年度の気象状況の変化により空調機の稼働が増減し、使用量が変化したものと考えられます。

年度	使用量 (m ³)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
H22 (基準年度)	268,108.4	557.57	—
H24	233,854.3	486.34	▲12.78
H25	248,411.7	516.61	▲7.35
H26	263,513.2	548.02	▲1.71
H27	251,887.3	523.84	▲6.05

(2) 電気の使用に伴うもの

すべての公共施設で電気を使用しており、昼休みの消灯や節電対策に取り組ま
した。また、電気空調設備については、各年度における気象状況により、空調
機の稼働が増減するため、これにより使用量も変化するものと考えられます。

年度	使用量 (kwh)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
H22 (基準年度)	12,516,410.7	6,946.61	—
H24	11,078,557.1	6,148.60	▲11.49
H25	11,582,438.3	6,428.25	▲7.46
H26	11,754,259.8	6,523.61	▲6.09
H27	11,979,178.8	6,648.44	▲4.29

(3) その他

①自動車の走行に伴うもの

自動車の走行に伴い、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンが排出され、それぞれを二酸化炭素に換算すると下表のとおりとなります。低燃費・低公害車への入れ替えや台数の削減、使用の抑制によって排出量を削減しています。

年度	走行距離 (km)	メタン (kg-CO ₂)	一酸化二窒素 (kg-CO ₂)	HFC (kg-CO ₂)	計 (kg-CO ₂)	削減率 (%)
H22 (基準年度)	414,486.5	124.32	3,230.2	2,028	5,382.52	—
H24	320,562.9	97.65	2,476.9	2,210	4,784.55	▲11.11
H25	391,671.5	116.55	3,047.3	1,976	5,139.85	▲4.51
H26	431,971.0	122.43	3,354.2	1,911	5,387.63	0.09
H27	406,357.7	118.02	3,140.3	2,002	5,260.32	▲2.27

②可燃ごみの焼却に伴うもの

公共施設から排出された可燃ごみの焼却により、メタンと一酸化二窒素が排出され、それぞれを二酸化炭素に換算すると下表のとおりとなります。可燃ごみの排出量は増加傾向にあり、更なる分別と資源化の推進に努める必要があります。

年度	可燃ごみ 排出量 (t)	メタン (kg-CO ₂)	一酸化二窒素 (kg-CO ₂)	計 (kg-CO ₂)	削減率 (%)
H22 (基準年度)	128.0	0.21	2241.3	2241.51	—
H24	139.3	0.21	2439.7	2439.91	8.85
H25	158	0.42	2768.3	2768.72	23.52
H26	185.1	0.42	3242.6	3243.02	44.68
H27	198.5	0.42	3475.1	3475.52	55.05

3 第2次計画の評価と課題

(1) 評価

平成27年度における温室効果ガスの削減量は、平成22年度（基準年度）との比較では、マイナス1.45%となり平成28年度の目標値であるマイナス5.85%（484t-CO₂）の目標達成は難しい状況となりました。

計画期間内の事務事業の変化としましては、PPS（特定規模電気事業者）の活用、公共施設や防犯灯等のLED化の推進が図られましたが、埼玉県内の平均気温の上昇等の気象状況の変化、既存施設の老朽化、公共施設の新設及び学校施設の改修等により、温室効果ガスの排出量増加の負荷となったものと考えられます。

また、地球温暖化対策の推進については、職員一人ひとりの省エネ意識の向上を図る必要があるため、継続的に職員研修を実施する必要があります。

(2) 課題

環境マネジメントシステムの導入やPPS（特定規模電気事業者）の活用の研究と併せて、計画的に公共施設などの照明をLED化する必要があります。

施設や設備の老朽化に伴う更新時には、温室効果ガスの削減を意識し、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入等を検討することも求められています。

また、施設の管理部署においては、公共施設内のエネルギー管理を徹底するため、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入、省エネルギー診断の実施等を検討し、温室効果ガスの排出削減に努めることも必要です。

職員ひとりひとりの意識改革を行うためにも継続的に研修を実施し、計画に定める温室効果ガスの排出抑制への理解を深めるとともに、市の事業に伴い発生する廃棄物については、更なる分別の徹底と4R（リフューズ・リユース・リデュース・リサイクル）の推進を図る必要があります。

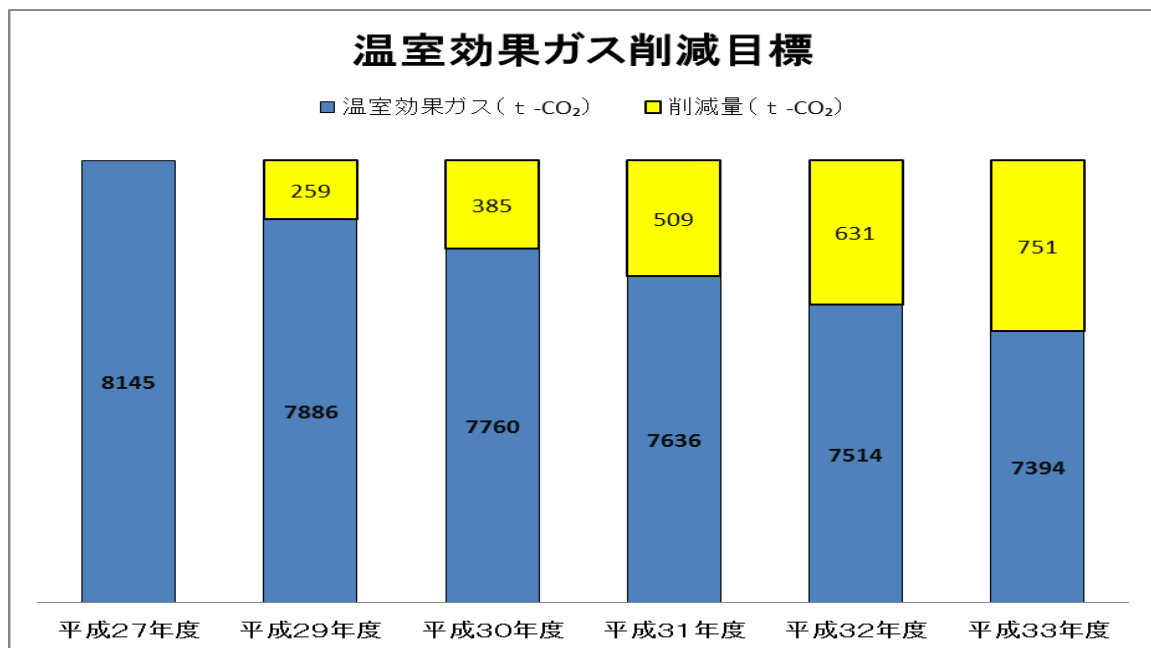
第3章 第3次計画の目標

1 温室効果ガス排出削減目標

富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における温室効果ガスの削減目標については、第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において達成ができなかった削減量を含め、平成33年度まで温室効果ガス排出量を前年度比1.6%削減し、平成27年（基準年度）より9.22%（751 t - CO₂）の削減を目標に、第4章に定める「温室効果ガスの排出抑制への取組」を推進します。

平成33年度まで温室効果ガス排出量を前年度比1.6%削減し、
平成27年度（基準年度）より**9.22%**削減する。

※富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）「計画期間 平成25年度～平成34年度」では、11.4%の削減を目標としています。このことから、（区域施策編）の削減率を用いて、本計画（事務事業編）の目標年度「平成33年度」の温室効果ガスの排出量を算出し、上記の削減目標を定めています。



2 個別削減目標

燃料使用に伴うものや電気使用に伴うもの等の温室効果ガスの削減については、第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の評価と課題及び行政計画に則り、以下の数値を削減の目標とする。

（単位：t-CO₂）

		H27 (基準年度)	H29	H30	H31	H32	H33	目標年度の 温室効果ガス 削減量
燃料 使用 に 伴 う も の	ガソリン	85	82	81	80	78	77	8
	灯油	24	23	23	23	22	22	2
	軽油	30	29	29	28	28	27	3
	A重油	564	546	537	529	520	512	52
	L P G	262	254	250	246	242	238	24
	都市ガス	524	507	499	491	483	475	49
電気の使用 に伴うもの		6648	6437	6334	6233	6133	6035	613
自動車の走行 に伴うもの		5	5	5	5	5	5	0
一般廃棄物の燃焼 に伴うもの		3	3	3	3	3	3	0
温室効果ガス 総排出量		8145	7886	7760	7636	7514	7394	
各年度の温室 効果ガス削減量		—	259	385	509	631	751	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※実績値に基づく回帰分析法での将来予測と目標年度の温室効果ガス削減量の検証を行いました。

3 温室効果ガス削減量の換算

(1) 温室効果ガスの削減目標に基づく燃料等の削減量

平成33年度における削減目標（751t-CO₂）を各燃料の使用量や電気使用量に換算した場合については、以下のとおりとなります。

	計画の削減目標	各燃料等の削減量
ガソリン	8t - CO ₂	3,446ℓ
灯油	2t - CO ₂	803ℓ
軽油	3t - CO ₂	1,145ℓ
A重油	52t - CO ₂	19,191ℓ
LPG	24t - CO ₂	4,000 m ³
都市ガス	49t - CO ₂	23,562 m ³
電気	613t - CO ₂	1,104,505kwh

※第2計画で使用した排出係数により算定しています。

(2) ブナの木換算

目標が達成できると樹齢100年のブナの森林の面積およそ1.37km²（らぼーと富士見9個分）の温室効果ガスの吸収量と同程度の削減量となります。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
温室効果ガス削減量	259t-CO ₂	385t-CO ₂	509t-CO ₂	631t-CO ₂	751t-CO ₂
ブナの木換算本数	23,653本	35,160本	46,484本	57,626本	68,584本
森林の面積(km ²)	0.47 km ²	0.7 km ²	0.93 km ²	1.15 km ²	1.37 km ²

※ブナの木1本の1年間当たりの温室効果ガス吸収量を約10,950gで計算しています。

(3) 体積による換算

目標が達成できると温室効果ガスの体積は、およそ410,046m³（東京ドームの1/3個分）となります。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
温室効果ガス削減量	259t-CO ₂	385t-CO ₂	509t-CO ₂	631t-CO ₂	751t-CO ₂
体積(m ³)	141,414m ³	210,210m ³	277,914m ³	344,526m ³	410,046m ³

※1t-CO₂の体積はおよそ546m³です。

第4章 温室効果ガスの排出抑制への取組

1 取組内容

富士見市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの削減を目的に以下の取組を推進します。

(1) 省エネルギーの推進

項目	具体的な取組	取組主体
照明の 適正管理	① トイレ、給湯室及び印刷室など、使用時以外は消灯する。 ② 始業前及び残業時は、不要なエリアを消灯する。 ③ 業務に支障のない限り昼休みは消灯する。	全職員
	④ LED電球等の省エネルギー照明へ切り替える。	施設 管理部署
OA機器 等電気製 品の適正 使用	① 業務終了後は、OA機器や電気製品の電源を切る。 ② 電気製品等の待機電力の削減に努める。	全職員
	③ OA機器等は、省電力モードの設定を行う。 ④ 機器の購入、更新時には、省エネルギータイプの機器を導入する。	機 器 管理部署
空調機器 の適正使 用	① 市が主催する会議は、クールビズ、ウォームビズで参加し、冷暖房の適正運転を行う。 ② 会議室利用後は、空調のスイッチを必ず切る。	全職員
	③ 室温を夏期は28℃、冬期は20℃を目安とし冷暖房機器の適正運転を行う。 ④ 建物の保温特性により上記の室温であれば、空調を使用せず、又は、調整の断続運転等も実施する。 ⑤ 空調機器の運転終了時間の繰上げを心がける(余熱活用)。 ⑥ 自然光や自然風を積極的に取り入れるとともに、冷房時はブラインド等により日射を遮る。可能な限り、緑のカーテン・遮光ネットの設置を行う。 ⑦ 空調機器のフィルターの定期的な清掃を行う。 ⑧ 空調機器の導入・更新時には、エネルギー効率の高い機器を選択する。	施 設 管理部署

給湯設備等の適正使用	① 電気ポットやコーヒーマーカーは、省エネタイプの製品を選択する。 ② 冷蔵庫は、省エネに設定し、また、複数の課で使用するなど、業務上必要最小限とする。	全職員
	③ 給湯器の温度設定は、低温に設定する。	施設管理部署
業務の効率化、労働時間の短縮化	① 事務の効率化を図り、時間外勤務の削減に努める。 ② 毎週水曜日及び金曜日は「リフレッシュデー」とし、残業を控える。また、業務終了後の早期退庁を推奨する。	管理職
	③ ワーク・ライフ・バランスを推進する。	職員管理部署
公用車の効率運用と適正運転	① 出張にはできる限り公共交通機関を利用する。 ② 近距離（概ね2 km以内）の出張にはできる限り、徒歩、自転車を利用する。 ③ エコドライブ及びアイドリングストップの推進。 ④ タイヤの空気圧調整を定期的実施する。 ⑤ 毎週水曜日の「ノーカーデー」を推進する（公用車、マイカーの使用を控える）。	全職員
	⑥ 公用車の台数の適正管理に努める。 ⑦ 公用車の購入・更新の際は、低燃費車（電気自動車、ハイブリッド車、軽自動車）へ移行する。	車両管理部署
その他	① 「エコライフDAY」や「地球温暖化対策」への取組に自ら参加する。 ② エレベータの利用を最小限にし、積極的に階段を利用する。 ③ 市内公共施設利用者等へ「地球温暖化対策」への周知を行います。	全職員
	① 自動販売機は消費電力の少ない機器とし、過剰な設置をしない。 ② 特定規模電気事業者（PPS）を活用する。	施設管理部署

(2) 省資源の推進

項 目	具体的な取組	取組主体
用紙類等の使用量の削減	① 原則として両面印刷(コピー・印刷)する。 ② 使用済みコピー用紙、使用済み封筒の再利用に努める。 ③ 資料・刊行物は、ホームページの活用などにより、発注部数を見直し、必要最小限の部数とする。 ④ 供覧・回覧で済む文書はコピーや配布をしない。	全職員
	⑤ 庁内LANを活用した共用文書・資料の電子情報化を推進する。 ⑥ 電子媒体を活用したペーパーレス化を推進する。	機 器 管理部署
その他	① 備品・物品については、適正な利用を心がけ長期使用に努める。	全職員

(3) 環境に配慮した物品等の購入

項 目	具体的な取組	取組主体
環境に配慮した物品等の購入	① 物品・用紙類等は可能な限り、エコマーク製品等グリーン購入法に適合した環境にやさしい製品を購入する。 ② 調達時は、廃棄処理や処分が容易な物品を選択する。 ③ 過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、簡易包装や詰め替え可能な製品を選択する。 ④ グリーン購入法に適合した製品の購入に努める。	全職員

※グリーン購入法とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。平成12年法律第100号。2000年(平成12)5月公布、2001年4月全面施行。国等が、環境に配慮した製品を優先的に購入し、情報提供することによって、環境物品の需要拡大を図ることを目的としている。国等は環境物品調達の基本方針を定め、環境物品の調達方針を作成しその実績を報告しなければならない。地方自治体においては努力義務が規定されている。

(4) 廃棄物の減量とリサイクルの促進

項 目	具体的な取組	取組主体
廃棄物の減量	<p>① 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイ箸を持参する。 ・マイボトルを持参する。 ・プラスチック容器や紙コップ等の使い捨て製品を使用しない。 ・ファイル類など使えるものは廃棄せず再利用する。 ・過剰包装された商品は購入しない。ノーレジ袋、マイバッグ運動を推進する。 ・持ち込んだごみは、各自持ち帰り、ごみの減量化を推進する。 ・ごみの分別を徹底し、ごみの排出抑制に努める。 	全職員
	②生ごみの堆肥化を推進する。	施設管理部署
リサイクルの促進	<p>① 紙類は、正しく分別し資源化を徹底する。</p> <p>② 備品類、その他事務用消耗品類は修理・補修を心掛け、長期間繰り返し使用する。</p> <p>③ スターオフィスの掲示板などを活用し、不用となった物品は、他課での再利用を確認する。</p>	全職員

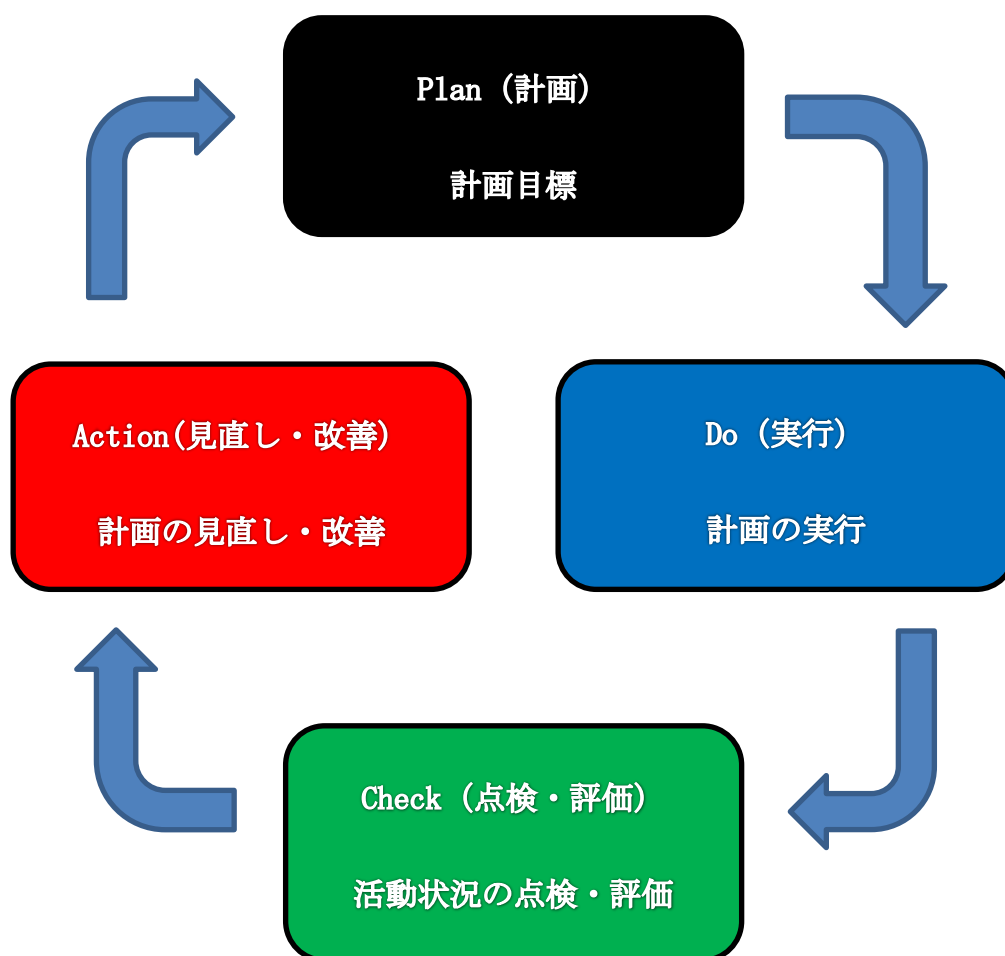
(5) 環境に配慮した建設工事及び再生可能エネルギー等導入の推進

項 目	具体的な取組	取組主体
環境に配慮した建設工事の推進	<p>① 雨水の有効活用を促進する。</p> <p>② リサイクル資材の利用を促進する。</p> <p>③ 公共施設の太陽光等再生可能エネルギーの利用促進を図り、省エネルギー化の推進に努める。</p> <p>④ 建設廃棄物の少ない施工技術・施工方法の採用に努める。</p> <p>⑤ リサイクル可能な建設副産物は、積極的な再利用化に努める。</p> <p>⑥ 再生合材・再生砂・再生砕石等の再利用化に努める。</p>	建設工事担当部署

第5章 計画の推進体制及び管理体制

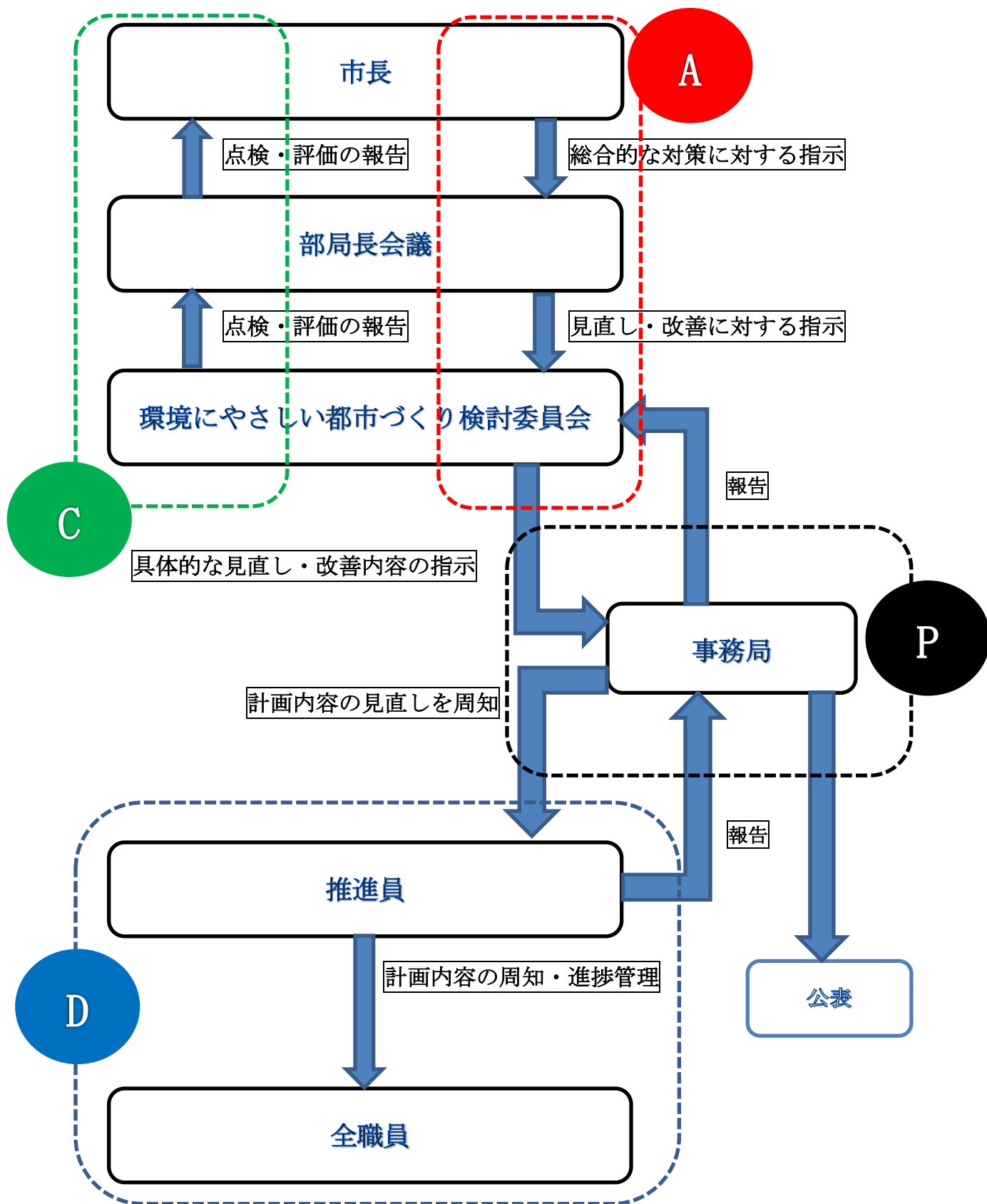
1 体系

本計画は「PDCAサイクル」を用いて継続的に改善します。



2 推進組織

推進組織は、以下のとおりとする。



3 計画の推進体制

本計画に係る温室効果ガスの排出量を削減していくためには、職員全員で「地球温暖化問題」に関する認識をより深め、主体的かつ積極的に計画に定めた取組を推進することが重要です。

そのために庁内に設置されている「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）が主導となり、計画を推進していきます。また、各課等単位で推進員を1名任命し、計画の推進、管理を行います。更に点検表を使用し、進捗状況をチェックします。

4 推進組織の役割と管理体制

（1）市長

部局長会議から地球温暖化対策の進捗状況についての点検・評価の報告を受け、本計画の推進に関し、総合的な指示を行う。

（2）部局長会議

検討委員会からの報告を受け、部局長会議としての点検・評価を行い、市長へ報告する。また、市長からの指示を受け、見直し・改善に対する指示を検討委員会に行う。

（3）環境にやさしい都市づくり検討委員会

事務局からの報告を受け、検討委員会としての点検・評価を行い部局長会議に報告する。また、部局長会議からの指示を受け、各課推進員に対し具体的な見直し、改善内容の指示を行う。

（4）温暖化対策実行計画推進員

各課等に計画の推進を図るために推進員を置く。（推進員の任命は課長が行ない、任期は1年間とし、再任は妨げない。）推進員は、本計画の具体的な取り組み、見直しや改善内容については、各課員に周知するとともに取り組みの中心的な役割を担う。また、進捗状況の確認と併せて点検記録表を事務局に提出する。

（5）事務局

推進員から提出された点検記録表等を集計し温室効果ガスの排出量の増減に関する分析を行い、検討委員会に報告する。

なお、市長、部局長会議、環境にやさしい都市づくり検討委員会からの指示を受け、計画内容の見直しを継続的に実施する。

5 職員研修

決定した計画内容について、職員全員で推進するため、実施内容、実施方法、点検・見直し方法等について説明会（研修会）を実施する。

◇研修内容

種 別	対 象 者	目 的	内 容	回数	
研 修	管理職研修	管理職員及び都市づくり検討委員	実行計画の重要性とそれぞれの役割と認識等	・計画の目的と内容 ・推進、点検体制と役割 ・職員への指導、育成	年1回
	推進員研修	各課等の推進員	実行計画の重要性とそれぞれの役割と認識等	・計画の目的と内容 ・推進、点検体制と役割 ・点検の手順と方法 ・一般職員への呼びかけ	年1回
	新人研修	新規採用職員等	環境に対する自覚と取組への理解	・地球温暖化関連情報 ・計画の目的と内容 ・取組の内容と方法	年1回

6 点検管理マニュアル

計画達成のために決定した行動内容のうち、特に重要と思われる項目について確認をするため、「点検管理マニュアル」を策定し、マニュアルに基づき運用を行う。

点検管理マニュアルは、検討委員会で検討し、見直しを行いながら運用する。

7 公表

本市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量等を年度ごとに集計・解析し、基準年度との比較増減量及び増減率をホームページ及び『富士見市の環境』の中で公表する。

資料編

目 次

- 1 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会
- 2 廃棄物の分別基準

1 環境にやさしい都市づくり検討委員会

富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境にやさしい都市づくりのために総合的な施策に対し、庁内調整を図るため、富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の検討及び調整に関すること。
- (2) 環境に関する年次報告書に関すること。
- (3) その他環境施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 市長は、委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、環境課長をもって充て、副委員長は、政策企画課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平23年3月31日・一部改正)

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(平23年3月31日・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平23年3月31日・全改）

委員会の構成

委員長	自治振興部環境課長
副委員長	総合政策部政策企画課長
委員	総務部総務課長
委員	総合政策部管財課長
委員	市民生活部市民課長
委員	健康福祉部福祉課長
委員	まちづくり推進部まちづくり推進課長
委員	まちづくり推進部産業振興課長
委員	建設部道路治水課長
委員	建設部交通・管理課長
委員	建設部建築指導課長
委員	建設部水道課長
委員	教育委員会教育政策課長
委員	教育委員会生涯学習課長
委員	教育委員会学校教育課長
委員	教育委員会学校給食センター

2 廃棄物の分別基準

【可燃ごみ】

分別を徹底し、可能な限りの減量化に努める。

- 紙類
 - プラスチック類
 - 生ごみ
- } 資源化

【紙類】

以下のように分別し、資源化を推進する。

- 1 新聞、チラシ
- 2 段ボール
- 3 白い紙（印刷用紙、コピー用紙など）
- 4 シュレッド処理された紙
- 5 牛乳パック（紙パック）
- 6 雑がみ（端紙、封筒、はがき、ティッシュ箱、包装紙、付箋など）
- 7 感熱紙

【資源プラスチック】

可燃ごみへの混入を減らし、可能な限り資源化を推進する。

- 事務所での飲食程度の容器包装プラスチック
- 上記以外のプラスチック（産業廃棄物）
※職員が持ち込んだものは、持ち帰る。

【生ごみ】

以下の施設から排出される生ごみを堆肥化する。

- 学校給食センター
- 市役所本庁舎
- みずほ学園
- 第1．2．3．4．5．6保育所
- 教育委員会事務局

【不燃ごみ】

分別を徹底し、資源化を推進する。

【ビン】

【カン】

【ペットボトル】

} ※職員が持ち込んだものは、持ち帰る。

【粗大ごみ】

事業者が排出するものは、志木地区衛生組合富士見環境センターへの搬入ができないため、各所属で再利用などを十分に検討し、可能な限り処分を行わないよう努める。

どうしても処分しなければならないものは、廃棄物処理業者へ委託するなどし、法律の定める適正な処理に努める。

【電球、蛍光灯、電池類】

志木地区衛生組合富士見環境センターへの搬入ができないため、購入業者等に引き取りを依頼するなどし、法律の定める適正な処理に努める。



第3次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成29年4月

発行 富士見市

編集 富士見市自治振興部環境課

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

TEL：049-251-2711

FAX：049-253-2700